

## 学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程

制定 平成29年11月1日

改正 2023年3月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人国立音楽大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）、並びに評議員の報酬及び諸手当（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員報酬等)

第2条 理事長の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事長手当とし、法人の専任教職員の身分をもたない者（以下「指定職」という。）については、法人の指定職俸給表に基づいた本俸、通勤手当及び期末手当とする。ただし、期末手当のうち、勤勉手当は指定職に支給しない。また、その他のいかなる兼務も手当は支給しない。

2 担当理事の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事手当とし、指定職については、法人の指定職俸給表に基づいた本俸、通勤手当及び期末手当とする。ただし、期末手当のうち、勤勉手当は指定職に支給しない。また、指定職の担当理事については、その他のいかなる兼務も手当は支給しない。

3 理事の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事手当とし、指定職については、理事会出席毎の日額とする。

4 監事の報酬は、別表1に定めるとおりとする。

5 役員報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(評議員報酬等)

第3条 評議員の報酬は、評議員会出席毎の日額とする。

2 評議員の報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。

(期末手当)

第4条 役員は、期末手当は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事（理事長）手当を期末手当の算定基礎項目とし、大学専任教職員の期末手当率を乗じた額とする。指定職については、本俸に大学専任職員の期末手当率を乗じた額及び一律金とする。ただし、指定職に勤勉手当は支給しない。

2 役員は、期末手当の額は、別表3に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、法人は、法人の財政状態を考慮した上で、役員は、期末手当率を定めることができる。

(退任手当・功労金)

第5条 役員は、退任手当・功労金の額は、別表4に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬等（期末手当、及び退任手当・功労金を除く。）は、支給月の21日（休日の場合は前日）に支給する。

2 期末手当は、6月・12月・3月のうち法人が定める日に支給する。

3 退任手当・功労金は、退任日以降速やかに支給する。

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬等は、原則として本人名義の銀行等金融機関への振込により支払う。ただし、法令に定めるものは、これを報酬等から控除して支払うものとする。

2 指定職について、月の途中で就任した場合、当該月は勤務日数に応じて支給する。

3 指定職について、月の途中で退任した場合、当該月は全額支給する。

(その他)

第8条 通勤手当の支給方法、その他この規程の施行に関し必要な事項は、教職員の取り扱いに準ずる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

3 この規程は、2020年4月1日から施行する。

4 この規程は、2021年4月1日から施行する。

5 この規程は、2022年4月1日から施行する。

6 この規程は、2023年4月1日から施行する。